

2017年3月31日

国立大学法人新潟大学学長

高橋 姿 殿

新潟大学職員組合執行委員会委員長

小西 博巳

『文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）』
（2017年3月30日）の公表を受けての要求

昨日2017年3月30日に公表された文部科学省再就職等問題調査班『文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）』において、2016年4月1日に小田克起を本学の理事に任命するにあたり、国家公務員法第106条の2に反するあっせんを文部科学省人事課長（当時）が行っていたことが報告されました。

これを受けて、文科省人事課長にあっせんに依頼した理事の氏名をはじめとして、小田克起が理事に任命されるに至る事実関係を公表し、全学構成員への説明会を開催することを要求するとともに、特に、以下のことを要求し、私どもの要求への応答を速やかに行うことを要求いたします。

- 第1. 学長が3月31日に公表した声明において「事実」として認めている「文部科学省から、役員候補者の一人として情報が新潟大学へあったこと」以外の事実で、『文部科学省における再就職等問題に係る調査報告（最終まとめ）』において指摘されている事実、例えば、理事（氏名不詳）から文科省人事課長へのあっせんの依頼、文科省人事課長からの回答および、文科省人事課長から小田克起に対する連絡などの事実一つ一つに対する認否を明らかにすること。
- 第2. あっせんに依頼した理事（氏名不詳）およびあっせんを受けた小田克起が、文科省によるあっせんが違法なものとなることをいつ認識したのか、学長にその認識をいつ報告したのかを明らかにすること。また、理事（氏名不詳）による文科省人事課長へのあっせんの依頼以後、学長にどのような報告がなされ、学長がどのような対応を行ったのかを明らかにすること。
- 第3. 今年になって早稲田大学への元高等教育局長の再就職問題が発覚してから後、小田克起の理事任命の過程について大学独自の調査を行ったのかどうか、行っているとすればいかなる調査を行ったのかを明らかにすること。
- 第4. 小田克起の理事への任命が無効であることを確認すること、および、あっせんに依頼した理事を解任すること。

- 第5. 国立大学法人化以降初めて再任されなかった理事を2名任命したことに加え、違法なあっせんを介在して小田克起を理事に任命したことの責任を取り、学長は辞任すること。
- 第6. あっせんを受けた小田克起およびあっせんを要請した理事（氏名不詳）が加わって策定された、60名もの教員数削減案やコンプライアンスの一方的強調を含む経営方針の全面的な見直しを行うこと。